

令和9年度博士課程前期課程、修士課程又は専門職学位課程へ進学 予定で日本学生支援機構 大学院第一種奨学金貸与希望の方へ

採用時返還免除内定候補者制度概要/要項及び申請について

1. 制度の目的

次代の科学技術イノベーションや地域を担う優秀で経済的に困難な大学学部生等に対して、博士課程前期課程、修士課程又は専門職学位課程（以下「修士課程等」という。）での修学に係る経済的不安を早期に解消し、進学へのインセンティブを高めることを目的としています。

2. 対象要件・対象者

令和9年度（10月進学者含む）に神戸大学大学院の修士課程等への進学を希望し、以下の①～③の**いずれも満たす者**が対象です。

① 大学学部等において修学支援新制度を利用していること（※1）又は住民税非課税世帯であること（※2）

（※1）本内定制度申請時点で支援区分が第Ⅰ区分～第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）又は多子世帯（支援区分は問わない）のいずれかの者であり、支援区分対象外の者、資産超過により停止となっている者又は廃止や満期終了している者は対象外。

（※2）学生本人及び生計維持者（父母がいる場合は原則として父母2名）全員分の住民税所得割額が0円であり、学生本人及び生計維持者の資産の合計額が5,000万円未満であること。なお、生計維持者が海外に居住している場合は「照会先」まで要連絡。

② 特定分野（「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）」又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」）へ進学を希望していること。

③ 将来、上記②に記載の特定分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を備えて活動することができると認められる者。

上記①～③を満たし内定者となった場合でも、入学後6か月以内に第一種奨学生（授業料後払い制度を含む）として採用されなかったときは、内定の効力を失います。

また、返還免除内定者も貸与終了年度に返還免除の申請を行う必要があります。

3. 業績及び評価基準

大学院入試の成績や大学学部の成績等をもとにして総合的に評価します。

4. 内定取消

内定者が次の事由に該当した場合、内定者の身分が取り消されます。

- ①内定者となった分野と異なる分野に進学した場合
- ②大学院入学後 6 か月以内に第一種奨学金に採用されなかった場合
(貸与期間中)
- ③適格認定にて「停止」「廃止」「警告」のいずれかに該当した場合
- ④修業年限内で課程を修了できなくなった場合

※内定取消の対象ではない例

- ・災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事由により、修業年限内で課程を修了できなくなったことを大学が認めた場合
- ・修業年限の途中で貸与終了した場合であっても、修業年限内で課程を修了する見込みであると大学が認めた場合
- ・休学期間（長期欠席は除く）に伴い、これに相当する期間、修了期が延期した場合
- ・異動事由が「本人都合」による「停止」の場合

5. 第一種奨学金の申込み

内定制度を利用するためには、大学院の予約採用または修士課程等進学後の在学採用にて第一種奨学金を申し込む必要があります。また、内定制度の申請要件と第一種奨学金の選考基準は異なることから、内定者であっても、第一種奨学生に採用されるとは限りません。なお、第一種奨学生に不採用となった場合は、内定者として決定されていたとしてもその効力を失うこととなります。

6. 申請方法

スカラネットでの入力及び書類提出が必要です。

【申請手順】

- ①神戸大学 HP に掲載されている申請フォームに必要事項を入力する。
- ②フォーム回答後、フォームに登録されたメールアドレス宛に届く奨学支援グループからのメール内容を確認する。メールに添付されている「申請書」、「スカラネット入力下書き用紙」及び「識別番号（ユーザID・パスワード）」を確認すること。
※当日を除く 2 営業日以内にメールが届かない場合は、奨学支援グループまでメールにて連絡すること。
- ③「申請書」に不備がある場合は、赤字で加筆・修正する。
- ④「スカラネット入力下書き用紙」に必要事項を記入し、「識別番号（ユーザID・パスワード）」を用いて、スカラネットより申請を行う。
- ⑤提出書類をメールにて提出する。（提出先 E-mail: stdnt-shogakushien@office.kobe-u.ac.jp）

なお、選考にて使用する書類であるため、写真ではなくスキャンした書類を提出すること。スキャンによる提出が困難な場合は郵送（レターパック）にて提出すること。

※郵送先は次頁の「照会先」を参照すること。

提出物

- (1) 申請書
 - (2) 次のいずれかの書類
 - ①大学学部等において修学支援新制度を利用している者
 - ・奨学生番号および申請時点の支援区分がわかる書類
 - 〈例〉スカラネットパーソナルの奨学金情報一覧
 - ②住民税非課税世帯である者
 - ・学生本人及び生計維持者の令和8年度課税証明書
 - ・資産の申告書（日本学生支援機構 HP からダウンロードすること）
 - (3) 記入済みのスカラネット下書き用紙
 - (4) 成績証明書（令和8年度前期時点）
- ※その他、大学から個別に提出を求められた書類がある場合は併せて提出すること。
- **12月16日（水）**までに学務部学生支援課奨学支援グループへ提出ください。

7. 申請期間

- ①スカラネット入力期間：**令和8年10月15日（木）～12月16日（水）**

→**入力期限を過ぎてからの受付は一切できません。**

- ②申請書提出期間：**令和8年10月15日（木）～12月16日（水）**

→申請書は期限内に学務部学生支援課奨学支援グループへ提出してください。

※スカラネット入力による申請のみ、または申請書類の提出のみでは申請は完了しません。スカラネット入力による申請及び申請書類の提出の両方が完了した時点で、申請を受け付けます。

8. 選考スケジュール

令和9年7月上旬内定者決定予定

返還免除内定者も貸与終了年度に返還免除の申請を行う必要があります。

照会先 〒657-8501 神戸市灘区鶴甲 1-2-1

神戸大学学務部学生支援課奨学支援グループ（鶴甲第1キャンパス K 棟2階）

TEL: 078-803-5433

E-mail: stdnt-shogakushien@office.kobe-u.ac.jp